

新型コロナウイルス感染拡大により、生活が苦しくなった方へ 支援を行います

～ 「住居確保給付金」要件緩和・「一時生活支援事業」の実施 ～

1 目 的

新型コロナウイルス感染による社会経済活動の停滞により、日常生活に困窮する方が増加していることを踏まえ、離職や休業などで収入が減少し、家賃の支払いが困難となり、住居を失うおそれが生じている方に対し、安定した生活を送ることができるよう家賃相当額を給付する「住居確保給付金」の要件緩和に伴う利用者増加への対応と、新たに、離職などにより安定した住居を持っていない方が住居を確保するまでの間、一時的に宿泊場所等を提供する「一時生活支援事業」を実施します。

2 実施内容

(1) 住居確保給付金【給付要件の緩和】

対象 : 離職や休業などにより住居を失った、もしくは失うおそれがあり、申請する方の世帯における収入合計額・預貯金の合計額が一定水準以下の方

給付要件 : 誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

※緩和内容は

①ハローワークへの求職申込みが不要

②給付金受給後の求職活動状況報告を月4回から1回とし、報告書の提出のみも可

給付額 : 賃貸住宅の家賃額 (春日井市の上限額は単身世帯の場合 37,000 円)

給付期間 : 原則3ヶ月 (最長9ヶ月まで延長可)

(2) 一時生活支援事業【新規】

対象 : 離職などにより住居を失って生活に困窮しており、申請する方の世帯における収入合計額・預貯金の合計額が一定水準以下の方

支援内容 : 対象者が新たな住居を確保するまでの期間、市内宿泊施設を一時的な居所として提供する。あわせて食料支援を行う。

宿泊施設 : グリーンパレス春日井、市内民間旅館 (2ヶ所を予定)

3 予算額

(1) 住居確保給付金 : 48,000 千円 (利用見込み : 260 件)

(2) 一時生活支援事業 : 4,000 千円 (利用見込み : 50 件)

4 過去の実績等

(1) 住居確保給付金 : 令和元年度給付件数 : 13 件

(2) 一時生活支援事業 : 新規事業